

旧		新			
<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 対象工事 総合評価落札方式を適用することができる工事は、当該工事の施行に際し、品質管理や現場の環境条件などにおいて特別な配慮や工夫が必要な課題等があり、技術力や経験の差による品質への影響が大きいと認められる工事とする。</p> <p>3 評価基準の取り扱い (1)企業の評価</p>		<p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 対象工事 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 施工計画型 施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。</p> <p>(2) 企業評価型 技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価は行うが、施工計画の提案は求めない。原則として請負対象金額1億5,000万円以上で、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件で適用することとする。</p> <p>3 評価基準の取り扱い (1)企業の評価</p>			
	評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等		評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
企業 の 技 術 力	同種工事 の実績	<p>○発注工事の特性に応じて入札公告において同種工事の指定をするとともに対象期間及び施工実績件数を指定する。実績として評価する工事の請負金額は、原則として当該工事の請負対象金額相当額のおおむね2分の1とする。ただし、その下限は2,500万円とする。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カル</p>	企業 の 技 術 力	同種工事 の実績の 有無(公告 の属する 年度又は 前年度以 前の15か 年度の間)	<p>○同種工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カル</p>

	<p>テ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>		<p>テ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>
同一工種 工事成績 評定	(略)	同一工種 工事成績 評定	(略)
同一工種 工事優良 工事表彰	(略)	同一工種 工事優良 工事表彰	(略)
施工体制	<p>○舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)として発注する場合に採用するもので、舗装工事に関して「直営」又は「<u>連結子会社</u>」による施工体制がある場合に加点する。</p> <p>○<u>施工体制とは次の事項を全て満たす体制をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係がある技能者(職長、オペレーター、スクリードマン、レーキマン等が該当)を3人以上雇用している。</u> ・<u>入札参加申請日時点において、アスファルトフィニッシャを一台以上保有又はリースしている。ただし、リースの場合は、入札参加申請日以前6か月以上前からリース契約を結んでいる場合に限る。</u> <p>○直営とは、自社で施工体制がとれる状態をいう。<u>連結子会社とは、入札参加申請日時点において申請者と連結決算を行っている関連会社であって申請者が50%以上の出資をしている会社又は申請者が50%以上の出資を受けている会社とする。</u></p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>連結子会社の施工体制有で申請す</u> 	舗装工事 施工体制	<p>○舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)として発注する場合に採用するもので、舗装工事に関して「直営」_____による施工体制がある場合に加点する。</p> <p>○<u>舗装工事施工体制におけるASフィニッシャは、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。</u></p> <p>○<u>自社施工の有無に係るAS舗装工とは、路盤を含まない、基層より上層の施工を指す。</u></p> <p>○直営とは、自社で施工体制がとれる状態をいう。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>舗装工事施工体制(様式6-1、6</u>

		<p>る場合は、<u>連結決算及び 50%以上の出資が確認できる資料(財務諸表等)を添付すること。</u></p> <p>・<u>技能者については、雇用関係が確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること(連結子会社の場合を含む。)</u></p> <p>・<u>アスファルトフィニッシャの保有の場合は、車検証の写し等の確認ができる資料を添付すること。リースの場合は、リース契約が確認できる資料(契約書等の写し等)を添付すること。</u></p>			<p>- 2)</p> <p>・<u>ASフィニッシャの自己保有を証明する書類(車検証の写し又はリース契約書の写し)</u></p>
環境・労働福祉	I S O等の取得状況	<p>○<u>入札参加申請日時点で有効なIS014001又はエコアクション21の認証取得がある場合加点する。</u></p> <p>○<u>認定登録証(内容及び有効期間が確認できる部分)の写しを添付すること。</u></p>	環境・労働福祉	I S O等の取得状況	<p>○<u>入札参加申請日時点で有効なIS014000シリーズ又はエコアクション21の認証取得がある場合に加点する。</u></p> <p>○<u>認定登録証(内容及び有効期間が確認できる部分)の写しを添付すること。</u></p>
	障害者雇用対策の実績	<p>○<u>入札参加申請日以前から継続して障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、障害者雇用促進法という。)に基づく法定雇用率を超えて障害者を常時雇用している場合に加点する。</u></p> <p>○<u>障害者とは、障害者雇用促進法に規定する身体障害者又は知的障害者をいう。</u></p> <p>○<u>障害者雇用促進法第43条7項に基づき年1回の報告義務が有る場合と無い場合で取扱いが異なる。</u></p> <p>・<u>報告義務が有る場合は、障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合実績有りとする。</u></p> <p>・<u>報告義務が無い場合は、障害者を1名以上雇用している場合に実績有りとする。</u></p> <p>○<u>報告義務がある場合は障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。</u> 報告義務がない場合は、恒常的な雇</p>		障害者雇用対策の実績	<p>○<u>入札参加申請日時点において、1年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えている場合に加点する。</u></p> <p>○<u>障害者とは、障害者雇用促進法に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者、その他の心身の機能の障害をいう。</u></p> <p>○<u>障害者雇用促進法第43条7項に定める報告義務が有る場合と無い場合で取扱いが異なる。</u></p> <p>・<u>報告義務が有る場合は、障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合実績有りとする。</u></p> <p>・<u>報告義務が無い場合は、障害者を1名以上雇用している場合に実績有りとする。</u></p> <p>○<u>提出資料は次のとおり</u></p> <p>・<u>障害者を雇用していることが分かるもの(身体障害者手帳の写し等</u></p>

	<p><u>用関係にある者で入札参加申請日以前3か月以上の雇用関係にある者を雇用している場合に限るので、健康保険被保険者証の写し等の確認のできるものを添付すること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※申請に当たっては、本人の同意を得ること。</p>			<p><u>の提示)</u></p> <p>・<u>報告義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。報告義務がない場合は、健康保険被保険者証の写し等確認のできるものを添付すること。</u></p> <p>※申請に当たっては、本人の同意を得ること。</p>
次世代育成支援に関する認定等	<p>○<u>入札参加申請日時点における次世代育成支援対策推進法に基づく認定又は高知県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく認証</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を受けている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類(認定通知書等の写し)を添付すること。</p>	次世代育成支援に関する認定等	<p>○<u>入札参加申請日時点における次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証(旧：高知県次世代育成支援企業認証)を受けている者を加点する。</u></p> <p>○確認できる書類(認定書_____等の写し)を添付すること。</p>	
男女共同参画の推進に関する表彰	(略)	男女共同参画の推進に関する表彰	(略)	
労働安全衛生管理に関する認証	<p>○<u>入札参加申請日時点において、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得をしている者を加点する。</u></p> <p>○確認できる書類を添付すること。</p>		<u>(削除)</u>	
法定外労働災害補償制度への加入状況	(略)	法定外労働災害補償制度への加入状況	(略)	
災害時の応急対策活動に関する協定の締結	<p>○<u>入札参加申請日時点において高知市と災害時の応急対策活動に関する協定を締結した団体の構成員である場合に加点する。</u></p>	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	<p>○<u>入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの協定を締結している場合に加点する。(団体で締結している場合の構成員を含む。)</u></p>	

		<p>○確認できる書類(団体が発行する証明書の写し等)を添付すること。</p>		<p>ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定</p> <p>イ 高知県と締結された協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定</p> <p>○確認できる書類(団体が発行する証明書の写し等)を添付すること。</p>
緊急時の即応体制	(略)		緊急時の即応体制	(略)
重機保有の有無	<p>○<u>入札参加申請日時点においてバックホウ又はトラクターショベルを保有している場合に加点する。保有とは、自社保有又は自社が契約したリース契約とする(連結会社等の保有又はリースは対象外とする。)</u>。なお、リースによる場合はリース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>○<u>台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>○<u>自社保有の場合は、車検証の写し等の確認ができる書類を添付すること。リースの場合は、リース契約が確認できる資料(契約書等の写し)を添付すること。</u></p>	重機保有の有無	<p>○<u>評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械(ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン・パイルドライバ(アタッチメント付き)、ブルドーザー(3t～)、トラクターショベル(0.4㎡～)、移動式クレーン(3t吊～)、ダンプトラック(5t積～)、モーターグレーダー(5t～)とし、発注工事によって変えることはしない。</u></p> <p>○<u>その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け、実際に使用可能な状況のものを対象とする。リース契約の場合は、その契約期間内に公告日を含むものであること。</u></p> <p>○<u>連結会社が保有するものは対象としない。</u></p> <p>○<u>経営事項審査において提出した「建設機械の保有状況」の写し</u></p> <p>・<u>経営事項審査の(受付印の入ったもの)と併せて提出すること。また、公告日において、リースの場合の契約期間が切れている場合は、更新等が確認できる書類の写しを添付すること。</u></p> <p>・<u>経営事項審査事項を受けていない場合は、提出書類(様式問わず)に必要事項を記入のうえ、確認書類(車検証の写し等)を添付し提出すること。</u></p>	

	消防団協力事業所の認定	○入札参加申請日時点において高知市消防団協力事業所の認定をされている者を加点する。ただし、「災害時の応急対策活動に関する協定の締結」の評価項目で、「防災協定を締結した団体の構成員 有」となっている者については、高知市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1項第3号のみに該当する認定があっても加点しない。 ○高知市消防団協力事業所の証明書の写しを添付すること。		消防団協力事業所の認定	○入札参加申請日時点において高知市消防団協力事業所の認定をされている者を加点する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ ○高知市消防団協力事業所の証明書の写しを添付すること。
	災害時の事業継続力（BCP）認定	○入札参加申請日時点において_____ _____四国建設業BCP等審査会等による災害時の事業継続力（BCP）認定がされている者_____ _____を加点する。 ○確認できる書類を添付すること。		災害時の事業継続力（BCP）認定	○入札参加申請日時点において高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会__による災害時の事業継続力（BCP）認定がされている者（開札日において有効なものに限る。）を加点する。 ○確認できる書類を添付すること。
地域貢献	地域ボランティア活動の実績	(略)		地域ボランティア活動の実績	(略)
	地元下請比率	(略)		地元下請比率	(略)
法令遵守	<u>法令違反</u>	○公告日の属する年度又はその前年度において、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点する。	法令遵守	<u>独占禁止法違反等による指名停止の状況(公告日以前1年間)</u>	○平成25年4月1日以後に行った高知市発注の競争入札において、 <u>独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。</u>
(2)配置予定技術者の評価			(2)配置予定技術者の評価		
評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等		評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等	
<u>同種工事の実績</u>	○発注工事の特性に応じて入札公告において同種工事の指定をするとともに対象期間及び施工実績件数を指定する。実		<u>同種工事への従事実績の有</u>	○同種工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。_____	

	<p>績として評価する工事の請負金額は、原則として当該工事の請負対象金額相当額のおおむね2分の1とする。ただし、その下限は2,500万円とする。</p> <p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>	<p>無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度の間）</p>	
	<p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>		<p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>
配置予定技術者の資格	<p>○高度な技術資格は、工事の特性に応じて設定する。</p> <p>○資格が確認できる書類（例：監理技術者証の写し）を添付すること</p>	配置予定技術者の資格	<p>○配置予定技術者の資格の評価については、1級国家資格に技術士も含む取扱いとする。</p> <p>○資格が確認できる書類（例：監理技術者証の写し）を添付すること</p>
同一工種工事成績評定	(略)	同一工種工事成績評定	(略)
	(新設)	同一工種工事優良工事表彰	<p>○入札参加申請日時点において、発注工事と同一の工種で、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間、高知市長から優良建設工事施工者表彰を受けた者に加点する。また、共同企業体による施工の場合は、各構成員同等に評価の対象とする。</p> <p>○表彰状の写しを添付すること</p>
継続教育学習制度（CPD）	(略)	継続教育学習制度（CPD）	(略)

(S)) への取組		(S)) への取組																																									
<p>※配置予定技術者を複数で申請した場合は、その評価は、加算点の合計が最も低い技術者のものを点数とする。</p> <p>※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>		<p>※配置予定技術者を複数で申請した場合は、その評価は、加算点の合計が最も低い技術者のものを点数とする。</p> <p>※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。</p> <p><u>(3) 施工体制の評価</u></p>																																									
		<table border="1"> <tr> <th>評価項目</th> <th colspan="2">評価基準の取り扱い及び提出資料等</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">※<u>施工体制</u> の評価</td> <td rowspan="3">品質確保の実効性</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>可</td> </tr> <tr> <td>不可</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工体制確保の<u>確実性</u></td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>可</td> </tr> <tr> <td>不可</td> </tr> </table>	評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等		※ <u>施工体制</u> の評価	品質確保の実効性	良	可	不可	施工体制確保の <u>確実性</u>	良	可	不可																													
評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等																																										
※ <u>施工体制</u> の評価	品質確保の実効性	良																																									
		可																																									
		不可																																									
	施工体制確保の <u>確実性</u>	良																																									
		可																																									
		不可																																									
		<p>※高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日制定）により、品質確保の実効性と施工体制確保の<u>確実性</u>を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。</p>																																									
<u>(3) 発注形態が共同企業体の場合の評価対象者</u>		<u>(4) 発注形態が共同企業体の場合の評価対象者</u>																																									
	<table border="1"> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象者</th> </tr> <tr> <td>同種工事の実績_____</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>同一工種工事成績評定</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>優良工事表彰の有無</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>_____施工体制</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>ISO等の取得状況</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用対策の実績</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>次世代育成_____に関する認定等</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の推進に関する表彰</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td><u>労働安全衛生管理に関する認</u></td> <td>構成員のいずれ</td> </tr> </table>	評価項目	評価対象者	同種工事の実績_____	代表者	同一工種工事成績評定	代表者	優良工事表彰の有無	代表者	_____施工体制	代表者	ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者	次世代育成_____に関する認定等	構成員のいずれか1者	男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者	<u>労働安全衛生管理に関する認</u>	構成員のいずれ		<table border="1"> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価対象者</th> </tr> <tr> <td>同種工事の実績の有無</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>同一工種工事成績評定</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>同一工種工事優良工事表彰</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>舗装工事施工体制</td> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td>ISO等の取得状況</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用対策の実績</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>次世代育成<u>支援</u>に関する認定等</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画の推進に関する表彰</td> <td>構成員のいずれか1者</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> </table>	評価項目	評価対象者	同種工事の実績の有無	代表者	同一工種工事成績評定	代表者	同一工種工事優良工事表彰	代表者	舗装工事施工体制	代表者	ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者	次世代育成 <u>支援</u> に関する認定等	構成員のいずれか1者	男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者	<u>(削除)</u>	
評価項目	評価対象者																																										
同種工事の実績_____	代表者																																										
同一工種工事成績評定	代表者																																										
優良工事表彰の有無	代表者																																										
_____施工体制	代表者																																										
ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者																																										
障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者																																										
次世代育成_____に関する認定等	構成員のいずれか1者																																										
男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者																																										
<u>労働安全衛生管理に関する認</u>	構成員のいずれ																																										
評価項目	評価対象者																																										
同種工事の実績の有無	代表者																																										
同一工種工事成績評定	代表者																																										
同一工種工事優良工事表彰	代表者																																										
舗装工事施工体制	代表者																																										
ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者																																										
障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者																																										
次世代育成 <u>支援</u> に関する認定等	構成員のいずれか1者																																										
男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者																																										
<u>(削除)</u>																																											

	証	か1者			
	法定外労働災害補償制度に関する協定	構成員のいずれか1者		法定外労働災害補償制度への加入状況	構成員のいずれか1者
	災害時の応急____活動に関する協定_____	構成員のいずれか1者		災害時の応急対策活動に関する協定の締結	構成員のいずれか1者
	緊急時の即応体制	構成員のいずれか1者		緊急時の即応体制	構成員のいずれか1者
	重機保有の有無(市内業者のみを評価対象とする)	構成員のいずれか1者		重機保有の有無(市内業者のみを評価対象とする)	構成員のいずれか1者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者		消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者
	災害時の事業継続力(BCP)認定	構成員のいずれか1者		災害時の事業継続力(BCP)認定	構成員のいずれか1者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者		地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者
	法令違反	構成員すべて		独占禁止法違反等による指名停止の状況	構成員すべて
技術者の評価	同種工事_の_実績_____	代表者	技術者の評価	同種工事への従事実績の有無	代表者
	配置予定技術者の資格	代表者		配置予定技術者の資格	代表者
	同一工種工事_成績評定	代表者		同一工種工事の成績評定	代表者
	(新設)			同一工種工事優良工事表彰	代表者
	継続教育学習制度(CPD__)への取組	代表者		継続教育学習制度(CPD(S))への取組	代表者
(4) 施工計画の評価 (略) (新設)			(5) 施工計画の評価 (略) 4 その他の留意事項 (1) 評価内容の担保 ア 企業の技術力の評価項目として舗装工事施工体制又は地域貢献の評価項目として地元下請比率を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受けた者、地元企業を活用するとして加算を受けた者が、落札者となった場合については、その施工状況について施工中及び完了後に確認を行う。その結果、申請内容を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置を行う(-8点)ものとし、この取扱いは、入札公告に明記する。 なお、「工事成績評定」の入力(減点)に当たっ		

ては、「8 法令遵守等」の項目に入力すること。

イ 施工計画型の総合評価落札方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次の措置を行う。以下に施工計画型を例に措置方法を示す。

【措置方法（ペナルティー）】

施工計画型は、施工計画を対象とし、工事成績評定の減点措置を行う。

「工事成績評定」の入力（減点）にあたっては、「8 法令遵守等」の項目に入力すること。

【施工計画型における工事成績評定の具体的な減点措置】

施工計画評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

工事成績評定の減点値

$$= (A - B) \times (-2) \text{ 点}$$

A：入札時に提案され評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

【例】

○当初評価した項目数・・・3項目

施工後の評価・・・・・・・・1項目

→ (3 - 1) 項目 × 「-2点」 = 「-4点」

以上